平成２２年（フ）第４７５号
高知市縄手町72番地　秀山荘２Ｆ５号室、住民票上の住所高知市縄手町72番地　秀山荘１Ｆ－６
債務者　古谷　　猛
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４７９号
高知県土佐市高岡町乙3520番地15
債務者　野村　昇司
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４８０号
高知県土佐市高岡町乙3520番地15
債務者　野村　武弘
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１０号
高知市旭町１丁目39番地38　ロイヤル旭203号室
債務者　吉良　麻衣
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０８号
福岡県嘉麻市下臼井609番地
債務者　松岡　惠子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１０９号
福岡県田川市大字伊田273番地
債務者　宮村美津子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１９号
大分県佐伯市大字木立51番地、従前の住所大分県佐伯市鶴見大字吹浦1130番地２
債務者　山本　功二
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
大分県佐伯市大字木立51番地、従前の住所大分県佐伯市鶴見大字吹浦1130番地２
債務者　山本　浩美
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
大分県佐伯市大字上岡2160番地　市営城西団地Ｃ棟105号、従前の住所大分県佐伯市常盤南町８番19号　佐伯シティーハイツ201号
債務者　滝川　純子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
大分県佐伯市大字長谷6255番地１、従前の住所大分県別府市弓ケ浜町６番26号
債務者　高野　清美
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
宮崎県えびの市大字向江660番地１、前住所宮崎県えびの市大字末永2206番地１
債務者　川﨑　信義
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１３９号
宮崎県えびの市大字向江660番地１、前住所宮崎県えびの市大字末永2206番地１
債務者　川﨑みつ子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第５５号
鹿児島県奄美市名瀬浦上町52番地11
債務者　坂元　健太
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第５６号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町18番地　８－205号
債務者　宮原　秀行
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第６２号
鹿児島県奄美市名瀬古田町18番７号
債務者　安岡　佳子（旧姓米村）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第６３号
鹿児島県奄美市名瀬久里町３番８号　２階
債務者　脇田　　恵
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第８８号
鹿児島県曽於市大隅町岩川5961番地　桜ヶ丘団地６－69、旧住所鹿児島県志布志市志布志町志布志313番地
債務者　吉元　里美（旧姓今西）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係